

ご存知ですか？医療福祉費支給制度（マル福）

医療福祉費支給制度（マル福）とは、健康保険証を使用して病院や薬局を受診した時に、窓口で支払う一部負担金（患者負担分）の費用を助成する制度です。医療費における経済的負担を軽くし、生活の安定と福祉の向上のために県と市が実施しています。

病院や薬局を受診する時は、健康保険証と一緒にマル福受給者証を提示してください。

【対象者の区分と自己負担金】

区分	対象者	マル福自己負担金
小児	中学3年生までの児童	<外来> 1日600円（月2回を限度） <入院> 1日300円（月3,000円を限度） ※外来・入院とも1医療機関ごと、 調剤薬局を除く
妊産婦	妊娠の届出をした月の初日から出産をした月の翌月末日までの方	
ひとり親家庭	18歳未満の児童、20歳未満の障害児、または高校在学者を監護しているひとり親家庭の親及び児童	外来・入院の自己負担なし
重度心身障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級または3級内部障害 ・療育手帳④またはA ・身体障害者手帳3級かつ療育手帳B ・障害年金1級、特別児童扶養手当1級 	

【所得制限】

対象者の区分ごとに扶養親族数などに応じた所得制限があり、基準を超える所得がある方は受給することができません。また同一世帯内で主として、対象者の生計を維持する扶養義務者の所得が1千万円を超える時は受給できません。

なお平成28年10月1日から、小児及び妊産婦の所得制限額が緩和されます。

<所得制限額表>

○小児・妊産婦（改正後）

合計扶養親族数	所得制限限度額	うち、老人控除対象配偶者 または老人扶養親族数	
		1人	2人
0人	6,220,000円		
1人	6,600,000円	6,660,000円	
2人	6,980,000円	7,040,000円	7,100,000円
3人以上	扶養親族1人につき38万円加算		

○ひとり親家庭

合計扶養親族数	所得制限限度額	うち、老人控除対象配偶者 または老人扶養親族数	
		1人	2人
0人	3,016,000円		
1人	3,396,000円	3,496,000円	
2人	3,776,000円	3,876,000円	3,976,000円
3人以上	扶養親族1人につき38万円加算		

※所得判定対象者は、小児は父母、妊産婦は本人とその配偶者、ひとり親家庭は父または母となります。

○重度心身障害者

扶養親族数	本人	配偶者・扶養義務者
0人	5,129,000円	6,287,000円
1人	5,509,000円	6,536,000円
2人以上	扶養親族1人につき 38万円加算	扶養親族1人につき 21万3千円加算



【対象となる医療費】

保険診療が適用される医療費が対象となります。入院時の食事代・ベッド差額代等、保険診療が適用されない医療費は対象となりません。

【マル福の助成】

健康保険証を使用して支払う一部負担金（1～3割）から、マル福自己負担金を控除した額が助成されます。なお、市独自にマル福自己負担金の助成（肩代り）などを実施しています。（※1）

＜マル福助成制度のイメージ＞

（例）外来受診で、総医療費が10,000円、一部負担金の割合が3割の場合

マル福受給者証の提示により、医療機関等で支払う自己負担金は600円となります。

医療費総額 (10,000円)		
保険者負担分（7割）	一部負担金（3割） 【自己負担金】	
医療保険 (7,000円)	マル福助成額 (2,400円)	マル福自己負担金※1 (600円)

【市独自の助成制度】

市では、対象年齢、対象疾病の拡大や外来自己負担金の助成（医療費の無料化）を、独自で行っています。

区分	対象者	市独自の助成内容	
外来	小児	対象年齢の拡大	小学校卒業後から15歳到達後の最初の3月31日まで（中学生）
	妊産婦	対象疾病の拡大	産婦人科以外の医療機関で支払った一部負担金
	小児 妊産婦	自己負担金の助成 （肩代り）※1	小児及び妊産婦にかかるマル福自己負担金の助成 （ひとり親家庭の中学生は、平成28年10月診療分から助成）

【助成方法・手続き】

○助成方法

後日指定の口座に振り込みます。原則として申請は不要ですが、次の場合は申請が必要となります。

- ・ 県外の病院や薬局を受診した場合
- ・ 同月内に同一医療機関の受診が2回以内で、外来自己負担金が600円未満の場合
- ・ マル福受給者証を提示せずに受診した場合
- ・ 妊産婦が、産婦人科以外の医療機関を受診した場合

○申請手続き

- ・ 申請場所 本庁医療保険課または各総合支所市民福祉課
- ・ 持参するもの マル福受給者証・領収書（診療報酬明細書）・印鑑
- ・ 申請期間 診療月の翌月から2年間



《次の場合は、届出が必要です》

理由	届出に必要なもの
保険証が変わったとき	受給者証・保険証・印鑑
住所・氏名が変わったとき	受給者証・印鑑
ひとり親家庭該当者が婚姻したとき	受給者証
指定口座が変更になったとき	口座情報のわかるもの・印鑑

■問い合わせ■ 医療保険課 医療保険グループ ☎52-1111（内線162）